

奈良県訓令第四号

各部課室

各出先機関

奈良県事務決裁規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第三号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 政策統括官 規則第三条第三項に規定する政策統括官をいう。

第三条第一項中「部長（」の下に「政策統括官、」を加え、「政策統括官」を削る。
別表第三中「文化会館 万葉文化館」を「万葉文化館」に、「自治研修所」を「キャリア・ワーク・サクセスセンター」に、「研修課長」を「キャリア・ワークサポート課長」に改め、同表野外活動センターの項の次に次のように加える。

文化会館	業務・管理課長
なら歴史芸術文化村	副村長
奈良しごとiセンター	企画課長